

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨のお知らせ
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、お知らせします。

令和6年4月17日 大津地方法務局東近江出張所 登記官 河井恒祐

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第1617-2022-0067号	東近江市蛭谷町字横欠452番
第1617-2022-0068号	東近江市蛭谷町字横欠460番1
第1617-2022-0069号	東近江市蛭谷町字上り虎107番
第1617-2022-0070号	東近江市蛭谷町字川東191番1
第1617-2022-0071号	東近江市蛭谷町字筒井465番
第1617-2022-0072号	東近江市蛭谷町字堂立430番1